



平成23年12月26日
岡山市消費生活センター

年末年始はこんな悪質商法に気をつけて！！

事例1：カニなどの魚介類の送りつけ商法

冬場に多くなる事例で、「カニは好きですか？安くするので買って欲しい。」と電話が入り、強引に契約を迫り、断っても勝手に送りつける手口です。



事例2：貴金属の買取りトラブル

年末の大掃除を狙う事例で、「ハガキなどの不要品を買い取ります。」という口実で家を訪問し、最終的には「不要な貴金属はないか。高く買い取ります。」と持ちかけ、相場より安い値段で貴金属を買い取るという手口です。



被害にあわないためのアドバイス

- ・電話勧誘の場合、生鮮食品でもクーリング・オフできます。（ただし、3千円以上。）
- ・一方的に送りつけられた場合、代金引換でも受け取る必要はありません。
- ・いったん業者に渡した品物を取り戻すのは極めて困難なので、契約するかどうか十分慎重に検討しましょう。
- ・相手がどのような業者なのか確認し、買い取り条件や計算根拠を示すよう要求しましょう。
- ・カニの送りつけでも、貴金属の買取りでも、必要なければ、きっぱりと断りましょう。
- ・トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時